

# 衆議院法務委員会ニュース

【第204回国会】令和3年3月30日（火）、第8回の委員会が開かれました。

## 1 民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案（内閣提出第56号）

- ・上川法務大臣、國場外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・両案について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、立民、公明、共産、維新、国民）
- ・両案に対し奥野信亮君外4名（自民、立民、公明、維新、国民）から提出された附帯決議案について、大口善徳君（公明）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。（賛成－自民、立民、公明、共産、維新、国民）  
（質疑者）中谷一馬君（立民）、階猛君（立民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）、高井崇志君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 中谷一馬君（立民）

#### （1） 相続土地国庫帰属法案

- ア 土地所有権の放棄の可否に関し、相続土地国庫帰属制度を運用する中で放棄できないという解釈になってしまふことを容認しているのか否かについての法務省の見解
- イ 同制度を施行することにより、土地の所有権を放棄することはできないという解釈が有力になるような議論を導くことになるおそれに対する法務大臣の見解
- ウ 民法等改正案に土地の所有権の放棄の規律を設けないこととなった理由
- エ 土地の所有権の放棄に関する法務省の見解や同制度の見直しを行う予定なのか否かの確認
- オ 法務省として土地の所有権の放棄に関する検討を行わないのか否かの確認
- カ 所有権の絶対性と所有権の放棄は密接に関連する根本的な問題であるとの考えに対する法務省の見解
- キ 負担金の詳細を政令で定めるに当たっては、地域の活性化に配慮した運用をすべきとの考えに対する法務省の見解
- ク 相続土地国庫帰属制度を実効的に動かすための経済的インセンティブの議論の必要性及びその具体的な構想
- ケ 上記クに対する施行後の制度の運用状況を注視するとの答弁について、現時点での具体的な構想等はないとの意味であるか否かの確認
- コ 相続土地の国庫帰属の承認申請の際に、国土交通省が実施しようとしている日本のランドバンクとのマッチングについての政府における具体的な構想

#### （2） 民法の一部改正

- ア いわゆるごみ屋敷など管理不全土地・建物管理制度が利用できるケースと利用できないケース
- イ 管理不全土地管理人による管理に必要な費用及び報酬を所有者に対し請求する主体

#### （3） 申請義務が課されている相続登記の具体的な内容及び法定相続分による登記又は相続人申告登記をした後、遺産分割協議の結果の登記の申請義務が課せられていることの確認

### 階猛君（立民）

#### （1） 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」における土地収用法の特例措置

- ア 本特例措置の利用実績及び事業実施までの期間短縮の具体的な効果

- イ 自身が関わって提出した議員立法「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案」が提案している事業実施までの期間の更なる短縮のための所有者不明土地を収用する場合の特別措置を本特例措置にも取り入れるべきとの考えに対する国土交通省の見解
  - ウ 本特例措置において、所在不明の共有者が存在する場合に、所在が明らかな共有者が供託金を直ちに受領することの可否及び受領できる金額の決定方法
  - エ 本特例措置において、遺産分割が完了していないため、持分が不明な所有者の供託金の還付請求の可否
  - オ 所在不明の共有者が存在する場合、かつ、遺産分割がされていない場合に、速やかに補償金が受領できる措置の検討の必要性
- (2) 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」における長期相続登記等未了土地解消作業
- ア 本作業の対象となる土地の選定基準
  - イ 本作業の申出ができる者の範囲を事業者に限定せず、所在不明の共有者が存在する場合の所在が明らかな共有者にも拡大する必要性
  - ウ 上記イの範囲の拡大についての今後の法務省の取組方針
- (3) 民法の一部改正
- ア 所有者不明土地・建物管理制度
    - a 共同相続人の一部が所在不明となっている相続不動産について、管理人と所在が明らかな共同相続人との間での対象不動産の分割協議の可否及び所在が明らかな共同相続人が所在不明の共同相続人の持分の全部を取得することの可否
    - b 共同相続人間での相続持分の取得は相続開始から10年の経過により可能となるのに対し、共有物の分割、共有持分の譲渡は時期の制約がないことの確認
    - c 複数名の不明者を代理する管理人が、不明者全員のために負う誠実かつ公平にその権限を行使する義務について、その義務違反の有無を判断する主体及び基準
    - d 本制度の運用に当たっては、複数名の不明者を代理する管理人は弁護士などの専門職に担わせて公平性を保ちつつ、所在が明らかな者への財産の帰属についての配慮もすべきとの考えに対する法務省の見解
    - e 複数名の不明者を代理する管理人は、弁護士や司法書士などの専門職に限定すべきとの考えに対する法務省の見解
  - イ 管理不全土地・建物管理制度
    - a 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」第38条第2項において国の行政機関と地方自治体の長に申立てが認められる「適切な管理のため特に必要があると認めるとき」の具体的な内容
    - b 本制度における申立権を地方公共団体の長等に認めていない理由
  - ウ 所有者不明建物管理人
    - a 所有者不明建物管理人が建物を取り壊すことの可否
    - b 裁判所の許可があれば、所有者不明建物管理人が、廃業した旅館などを取り壊すことが可能であることの確認
- (4) 遺言書保管制度の運用状況及び遺言書を保管している者が亡くなった後の法定相続人等に対する遺言書を保管している旨の通知の有無
- (5) 「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」に基づく所有者の探索の対象地域の選定基準
- (6) 相続土地国庫帰属法案
- ア 法務省が行った「土地所有権放棄制度の利用見込等に関する調査」における放棄見込率は1%弱であったが、相続土地国庫帰属制度となり要件も変更されたことにより見込まれる本制度の利用率
  - イ 本制度が利用しづらい場合、相続放棄により国庫帰属する土地が増え、国の管理が行き届かない

状況に陥る懸念に対する法務省の見解

- (7) 相続登記等の申請義務違反の事実を捕捉する主体及びその方法並びに過料の制裁について公平性を保持することの可否
- (8) 民法等の一部改正案は、所有者不明土地の解消につながる反面、所有権の分散化や登記の複雑化という副作用をもたらすのではないかと懸念に対する法務大臣の見解

**藤野保史君（共産）**

- (1) 不動産登記法の一部改正
  - ア 3月24日の当委員会での、法定相続分での相続登記に代えて、相続人申告登記により相続登記の申請義務を履行することが期待されるとの政府参考人の答弁における「期待」の意味
  - イ 条文上明確でないものの、法務省としては相続人申告登記が利用されることを期待しているとの理解でよいことの確認
  - ウ 相続人申告登記制度の創設の趣旨についての法務大臣の見解
  - エ 相続人申告登記への期待のニュアンスを相続登記の申請義務違反に対する過料の制裁における「正当な理由」に反映することについての法務省の見解
- (2) 本年3月6日に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
  - ア スリランカ人女性の死因
  - イ 3月に入ってから、スリランカ人女性が支援団体との面会時には、自力で嘔吐用のバケツを持つことができず、それを置くための椅子が用意されていた事実の確認
  - ウ スリランカ人女性から点滴を要望する訴えの有無
  - エ 支援団体からスリランカ人女性に対して点滴を要望する申出があった事実の確認
  - オ スリランカ人女性に移された24時間監視体制がとられた部屋を映した映像記録の有無
  - カ 国会に対して映像記録を提出することの求め
  - キ スリランカ人女性がDV被害から逃れるために警察に駆け込んだ事実の有無及び警察がDVシェルターなどに連絡しなかった理由
  - ク スリランカの外務大臣から在スリランカ大使になされた発言の内容
  - ケ 外国の外務大臣から外国人被收容者の死亡事案について言及があった事例の有無
  - コ スリランカ人女性の死亡事案の調査が不十分であることについての法務大臣の見解

**串田誠一君（維新）**

- (1) 民法の一部改正
  - ア 民法第209条第1項ただし書の「隣人」の定義
  - イ 同法第209条第1項ただし書の「住家」には店舗や事務所も含まれるか否かの確認
  - ウ 住家には実際に人が住んでいることが必要との理解でよいのか否かの確認
  - エ 人が住んでいない家には承諾なく立ち入ることができるとの理解でよいことの確認
  - オ 同法第209条第1項の「隣地の使用を請求できる」との文言と改正後の民法第209条第1項の「隣地を使用することができる」との文言の解釈
  - カ 民法第209条の「請求」は、改正後の民法第209条第3項の「通知」に含意されると理解するのか、あるいは、民法第209条第1項の「請求できる」はもともと「使用することができる」と解釈していると理解するのかについての法務省の見解
- (2) 相続土地国庫帰属法案
  - ア 本法案第17条の「拒み」、「妨げ」及び「忌避」のそれぞれの意味
  - イ 立入調査に対する有形力の行使による抵抗行為が、本法案第17条の拒むこと、又は妨げることにより該当すると同時に公務執行妨害罪の「暴行又は脅迫」に該当する場合における罪数関係

高井崇志君（国民）

外資による土地取得

- ア 3月24日の当委員会での外国人の土地取得についての規制に関する法務大臣の答弁について、「特定の行政目的」に安全保障上の問題や森林が買われることによる水源地の問題が含まれることの確認
- イ 民事基本法制の枠組みにおいて、外国法人の土地取得を規制する法整備の必要性
- ウ 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」における政府が利用実態等を調査できる区域に、農地、森林、港湾等を加えるべきとの考えに対する内閣官房の見解
- エ 上記ウの考えに対し、慎重な検討が必要であるとする理由
- オ 外資による森林取得の届出の調査手法
- カ 森林取得の届出を事前届出制にして、森林の利用目的も把握すべきとの考えに対する林野庁の見解
- キ 安全保障上の目的から、外国人の土地取得を規制する必要性についての法務大臣の見解